

万国の労働者、被抑圧民族団結せよ！

社共にかわる革命的労働者党を創建しよう！

1998年7月1日

《毎月1日発行》

第203号 4項200円

年間定期購読料(送料込み)

開封2500円/密封3000円

赤旗

共産主義者同盟中央機関紙

(1980年2月28日第3種郵便物認可)

発行
赤路社

埼玉県新座郵便局私書箱47号
郵便番号：00590-0-20004
(関西)大阪港郵便局私書箱40号
郵便番号：00940-1-132778
E-mail
<http://www.ga3129@i.bekkoame.or.jp>

国労に対する不当判決彈劾



約600名が結集した98反失業闘争決起集会（5月30日、金ヶ崎三角公園）

国鉄分割民営化に際して国労組合員へのJR採用差別に関する判決が五月二十八日、東京地方裁判所で言い渡された。民事十一部は北海道、九州事件、民事十九部は本州事件である。これら事件は地方労働委員会、中央労働委員会で、いずれも国労組合員に対する差別が不当労働行為と認められ、JRに使用者責任があるのでJRに採用するよう命じたため、JRが中央労働委員会の命令を取り消すよう行政訴訟をおこしていたものである。

民事十一部は、国鉄改革法の

国家的不当労働行為をゆるすな

もとの職員採用にあたっての責任はJRにはおよばず、国鉄（現在は清算事業団）にある組合員へのJR採用差別に関する中央労働委員会の救済命令を取り消した。民事十九部は、採用権限はJR設立委員会にあり、JRの責任は免れないしながら、JRに採用そのものを命じる中央労働委員会の判断は行き過ぎであり、「差別することなく採用手続きをせよ」と命じる

が限度であるとして、労働委員会の救済命令を取り消した。マスコミでは、「國労敗訴」と大きく取り上げられているが、正しくはない。民事十一部も十九部も中央労働委員会命令を取り消す判決であつたことは事実だが、JRの責任については民事十九部は認め、民事十一部は否定するというように食い違っている。

労働者を救済という目的を達成できないことが許されるのか。労働委員会の命令を司法が否定することができるのか。

第二に、「新会社を設立すれば、労働者の首を切つても、その責任は旧会社にあり、たとえ労働者の雇用責任を負わないとしても、新会社は労働者の雇用責任を負わないと、いう論理がまかりとおるなら、この不況・リストラ時代において、多くの企業が企業倒産別会社設立方式をとることになろう。労働者の雇用と権利は誰が

継続して労働法制改悪反対闘争を

- 今号の主な記事
- 2面 釜ヶ崎反失業闘争「夏の陣」
 - 3面 一同志からの手紙
 - 4面 映画評「プラス」／「フルモンティ」

共産主義者同盟

ホームページを開設

共産主義者間の新たなネットワーク構築を

すべての同志・友人のみなさん！誠意ある共産主義者・党派の諸君！わが同盟は、七月一日をもつてインターネット上に共産主義者同盟のホームページを開設しました。われわれは、コンピューター・ネットワークを、宣伝・扇動活動の新たな手段として活用するとともに、分散と混迷の打破を目指す共産主義者のネットワークを建設していく手段として情報を集中し、自分の下の中心)を介さず直接に、自己の下へ情報を集中し、自分の主張を広く発信することを可能にするのです。反対の手段は、各主体が情報の集中にせ

よ主張の発信にせよ十分に自発的・能動的な場合にだけ、運動・組織づくりの媒体として機能するものです。したがつてこの手段は、共産主義者間のネットワークを構築する際の一媒体として適しており、われわれは、その活用の仕方の研究と習熟に努めているところです。

われわれは、何よりもWebを可能とする環境にある全ての読者・友人のアクセスを期待するのです。また、われわれは、何よりもWebを開設する用意のあるあらゆる団体・個人にわがホームページとの(相互)リンクの構築を呼びかけ、共産主義者間の、あるいは開設している。あるいは開設する用意のあるあらゆる団体・個人にわがホームページとの(相互)リンクの構築を呼びかけ、共産主義者間の、あるいは

同盟第6回大会に寄せて

私は、七六年頃に共産同赤軍派(マルクス・レーニン主義編集委員会)に入党(以降共産同ML派と改称し、一度にわたる統合、二度にわたる分裂を経て今日に至っています。

二度目の分裂の後は、××における大衆運動からの召還と期を合わせて、長い「冬眠期間」に入っていました。

この間、他人に聞かれれば「綱領を支持している」「離党表明はしていない」と答え、気が向けば(都合がつけば)大衆集会などに参加していました。

今回、光栄にも党大会に招請されそこでの討論に加えてもらつたことを期に、この間考えていたことを文章にしようと考えた次第です。

長い間政治文書を書いてこないできたが故の稚拙さ、および諸同志との間の討議・苦闘を共有してこなかつた無責任さを御容赦され一読願い、批判・助言をお願いするものです。

私が階級闘争に具体的に関わったのは七二年の高校入学時です。当時ブントは、「七・六」以降の分散期であり、左派は大衆運動と切り離され、街頭や学園で目に付くのは革共同や解放派、ブントの右派ぐらいしかありませんでした。

当時は沖縄闘争も終焉期であり、狹山闘争も七八年に向けた準備期だったと思います。

そのような中、私は当時高校にいた反戦高協のメンバーと知り合い、「前進」の読み合わせや政治集会にも時々参加していました。しかし、兄が戦旗派に入っていたこともあり、また赤軍派連合赤軍のたたかいを見聞きするうちにブントに対する想いが強くなつていきました。

しかし、廻りにはただ正義感が強いだけの中核派（実際、私が話した中核派のメンバーは、

明大生協問題を契機とした最初の分裂は、私にとつて信じられないような出来事でした。綱領問題ではなく、大衆運動上の戦術の差異を理由とした旧党派の枠での集団脱党はかつての第二次ブントの分裂と同じであり、ブント総括の核心（その組織思想上）からして、絶対に許されるものではないと思いました。

第二次分裂についても同様です。かつて同盟議長であつた生田（現在も同盟の名を騙つているかどうかは知りませんが）は、党建設を建党協政治に溶解させようともくろみ、当然にもそれが党内で批判されるやうさと党を飛び出して行つてしまいました。第一次分裂と同様、粘り強い党内論争を組織するのでは

なく、自分の意見が通らなければさしさと覚を飛び出す。これも私には許せません。ましてや、連関性を十分に認識できず、「A区別を強調するあまりに、その

(3)

宗村問題、小島問題について
は、「冬眠」期間中に発生した事
態であるがゆえに、事実経過を
含めてよく分からぬといふのが
が正直なところですが、少し述
べさせていただきます。

小島の主張は分かりません
が、反天皇戦線を通じた無党派
グループ、反党派グループ、政
治プロローカーたちとの交流の中
で彼らに解体され、また個人的
な人間関係とも相俟つての脱党
と考えています。私については、
かつて「大衆運動なんて民主主
義闘争でありあまり関係ない、
要は党建設だ!」と主張してま
さに「党」そのものであつた小島

りごみまたあるときは石選主義的に「党建設」を主張するといふ。これがブント総括と綱領からして正しい方針だと言わんばかりに同盟の名を騙るとは……

も、前述したグループ同様に口先だけの「マルクス・レーイン主義者」、投機分子だったなどいうことなのでしょう。以降発覚したことなのでしょう。

以上述べてきたように、一度にわたる統合の際に潜り込んできた投機分子・野心家は、党内から一掃されました。

しかし、とりわけ重要なのは、かかる部分が党的要職に就き、事实上指導的部署に巣くつていったことです。党全体を、ブルジョアイデオロギーから先頭にたつて防衛すべき党指導部が、投機分子・野心家、そしてブルジヨアイデオロギーに完全に解体

すしかし、このようした能力は直ちに身につくものではなく、それは明らかでしよう。宗村については、その「最終文書」において自らマルクス主義者ではないと表明しているようなので、あえて述べる必要もないでしよう。

された部分に乗っ取られていたとは！ これでは、末端の党員一人ひとりを、このブルジョアイデオロギーから防衛することはできません。これでは、度重なる女性差別事件や多くの同志たちの事実上の離党や中途半端な状態も、ある意味では必然ではないでしようか。

中央指導部が、実は党員一人ひとりの階級形成、綱領の深化、宣伝・扇動能力の強化にその重点が置かれていたのではなく、大衆運動への動員やそこで的小ブル政治に溶解していくのでは

幸いなことに、(当然にも)わが軍領はソ帝の崩壊とそれ以降の国際政治の動向の中で「米ソの第三次世界大戦」という分析はともかくますますその正しさをはつきりとさせ、トロツキズム、反スターツロツキズム批判の武器となつてゐるのではないか。
ブルジョアジーとその随伴者が主張しているように「社会主義が資本主義に敗北した」ではなく、「ソ帝が米帝に敗北した」のです。ますます激化する現代社会の諸矛盾を見ればあまりにも明らかなように、ブルジョア民主主義こそが最大の敗瞞に他なりません。別言い方をすれば、マルクス・レーニン主義、プロレタリア階級独裁が敗北したのではなく、現代修正主義が敗北したのです。

かなように、「上層も下層もこれまで通りやつてはいけない」という時代が深まり、歴史は確実に資本主義から社会主義・共産主義へと進んでいます。今こそ、トルツキズム・反スターリン・トルツキズムの急民派を、現代修正主義・社会帝国主義批判を強めることでその改造を促す絶好の機会とも言えるでしょう。

試練を乗り越え飛躍への突破口を開いた第六回大会の成功は、全党的な新時代への挑戦の意志を打ち固めた。

集をも促している。
そのような同志から、大会
に参加しての手紙が送られて
きたので、公表する。

私の「労働者階級の経済的解放を」という主張に対して「そんなものは経済主義だ」「たたかう人民に応える」と言つていました。やブント右派しかおらず、また反戦高協のメンバーも対革マル戦の激化の中で高校からいなくなり、以降、私の活動は停止状態となっていました。

や蜂起派シノバと論争を繰り返し、「天皇在位五十周年歎争」をきっかけに赤軍派（マルクス・レーニン主義編集委員会）と知り合って入党し、大衆運動主義者や観念的に「世界革命」を主張するグループとの党派闘争（あくまで論争を通じた）を展開しながら独自の党組織建設を行つ

大闘争の主流派を宣言して学内闘争に本腰を入れ始めた中核派との党派闘争に対し、ノンセクトの諸君の「反党派意識」を止揚できず「A大全共闘は解体したのです（幸いなことに、わが組織は残りましたが）。

この限界は、後の明大生協の際にもはかなくも露呈し、以降

つまり、大衆運動と党建設の区別と連関性を明らかにし、具体的には大衆の自然発生的な（つまりは民主主義的な）要求を社会主義的要求へと目的意識的に高めあげ、党—統一戦線建設に向け、一貫して力をこめてきました。

めざしたのです。その第一段階として、ブントの無縫括派や清算派ではなく、さまざまな方向からブントの総括を進めていた红旗派、国際主義派、怒涛派(労共委)との四派統合をめざしたのです。しかし、国際主義派、怒涛派は論争の中でブントを清算し、大竹派や日本共産党(日共)に合流していく

周知のとおりです。ここでは、後の二度にわたる分裂で明らかになるように、綱領の一致が即、党組織觀の一致戦術・組織の本当の意味での一致とはつながらず、投機分子や野心家の党への潜り込みを阻止します、真にコレフス、ソニ

長い経験と、何よりも党の指導能力の強化によつてもたらせらるるものです。

ともあれ、当時の共産同盟派は、ブント——赤軍派——連合赤軍の総括を通じてブントの急進民主主義を清算し、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想を掲げ、帝国主義・社会帝国主義とたたかい、急進民主主義派の改革を行い、プロレタリア单一党の創建——正規の改組軍建設を

思想を認めた」という話があり、それが「部落差別事件」を引き起こし、その総括を通じてブントの急進民衆主義（彼らの主要な傾向は経済主義であり、「大衆的政治同盟」路線から「総蜂起」路線への転換に見られる、不十分な総括による「右」から「左」への乗り移り）からの急速な転換を遂げた遊撃派との統合を果たし、「革命の旗」派を結成したのです。この後、さらに紅旗との統合

映画評論

ふたつのイギリス映画、「プラス!」と「フルモンティ」を紹介したい。

「プラス!」の原題は「金がない怒っている」の意の「プラス・オフ」で、それにプラスバンドのプラスをかけている。そのうでのプラスをかけている。

映画は、スクランプされた鉄鋼業労働者たちが、「力ねが欲しない」という下世話でかつ切実な自動機からあらゆる企てに挑戦する姿を描く。その企てというのが、「すっぽんぼん」が売り物の優れた娯楽作品である。

「プラス!」／「フルモンティ」

ふたつのイギリス映画、「プラス!」と「フルモンティ」は原題と同じ、「すっぽんぼん」の意である。映画は、スクランプされた鉄鋼業労働者たちが、「力ねが欲しない」という下世話でかつ切実な自動機からあらゆる企てに挑戦する姿を描く。その企てというのが、「すっぽんぼん」が売り物の優れた娯楽作品である。

六月五日の衆院本会議で、国連平和維持作戦(PKO)等協力法の改悪案が可決・成立された。PKO法改悪案は、政府が「周辺事態法」など新「ガイドライン」関連法案の今国会での成立を軒並み断念する中で、優先事項として取り組んできたものであつた。

改悪点は、①部隊として参加した自衛隊の武器の使用については、原則として現場に在る上級官の命令によるものとする。②歐州安保協力機構(OSCE)など国連以外の地域的機関の実施する選挙についても、PKO等協力法の枠内で要員の派遣及び物資協力の対象とする。③国連難民高等弁務官事務所などによつて実施される人道支援活動につ

に対する物資協力は、停戦合意が存在しない場合であつても行うことができる。という三点であつた。

改悪点は、①部隊として参加した自衛隊の武器の使用については、原則として現場に在る上級官の命令によるものとする。②歐州安保協力機構(OSCE)など国連以外の地域的機関の実施する選挙についても、PKO等協力法の枠内で要員の派遣及び物資協力の対象とする。③国連難民高等弁務官事務所などによつて実施される人道支援活動につ

六月五日の衆院本会議で、国連平和維持作戦(PKO)等協力法の改悪案が可決・成立された。PKO法改悪案は、政府が「周辺事態法」など新「ガイドライン」関連法案の今国会での成立を軒並み断念する中で、優先事項として取り組んできたものであつた。

改悪点は、①部隊として参加した自衛隊の武器の使用については、原則として現場に在る上級官の命令によるものとする。②歐州安保協力機構(OSCE)など国連以外の地域的機関の実施する選挙についても、PKO等協力法の枠内で要員の派遣及び物資協力の対象とする。③国連難民高等弁務官事務所などによつて実施される人道支援活動につ

改悪PKO法案の成立を許すな

強まる民間動員態勢

る環境が整えられたといえよう。また、これらPKO法に基づく派兵・派遣要員は、国際協力隊員」という国家公務員の身分を持つことが明記された。これと合わせ、政府は「国際平和協力隊員候補者(HUREX)登録制度を発足させ、民間からの志願兵募集を開始している。

自身を保障(事故に遭遇した場合)、国家公務員災害補償法を適用できる、つまり安心して戦地に赴けということである。し制度を設け、ますます民間からも現

代帝国主義の國際反革命支配秩

序に動員しやすい環境を整えて

いるということである。

政府は、PKO法改悪を受け、

改悪によって実質「国連」の枠を

作成はこの発砲を判断する心

理的負担」を完全に取り払うも

のであり、実質無制限的な武力

行使に道を開くものに他ならな

い。過去の歴史がそうであり、

官の判断による正当防衛」とい

うことである。逆に言えば、派

兵された兵士一人ひとりに、「上

司官の判断による正当防衛」とい

うことである。そこで、発砲の権利を保障する

ものである。実際、法案成立

を受けて防衛庁は、「行動規準」

の作成に着手した。これは、諸

外国でいう「交戦規定」(ROE)

作成にたる過渡的措置として、

司令部の判断を仰ぐ余裕がない

場合の発砲のガイドラインとな

るものだ。改悪前のPKO法で

は発砲の判断は兵士各人にあつ

る。PKO法改悪を受け、

改悪によって実質「国連」の枠を

作成はこの発砲を判断する心

理的負担」を完全に取り払うも

のであり、実質無制限的な武力

行使に道を開くものに他ならな

い。過去の歴史がそうであり、

官の判断による正当防衛」とい

うことである。そこで、発砲の権利を保障する

ものである。実際、法案成立

を受けて防衛庁は、「行動規準」

の作成に着手した。これは、諸

外国でいう「交戦規定」(ROE)

作成にたる過渡的措置として、

司令部の判断を仰ぐ余裕がない

場合の発砲の判断は兵士各人にあつ

る。PKO法改悪を受け、

改悪によって実質「国連」の枠を

作成はこの発砲を判断する心

理的負担」を完全に取り払うも

のであり、実質無制限的な武力

行使に道を開くものに他ならな

い。過去の歴史がそうであり、

官の判断による正当防衛」とい

うことである。そこで、発砲の権利を保障する

ものである。実際、法案成立

を受けて防衛庁は、「行動規準」

の作成に着手した。これは、諸

外国でいう「交戦規定」(ROE)

作成にたる過渡的措置として、

司令部の判断を仰ぐ余裕がない

場合の発砲の判断は兵士各人にあつ

る。PKO法改悪を受け、

改悪によって実質「国連」の枠を

作成はこの発砲を判断する心

理的負担」を完全に取り払うも

のであり、実質無制限的な武力

行使に道を開くものに他ならな

い。過去の歴史がそうであり、

官の判断による正当防衛」とい

うことである。そこで、発砲の権利を保障する

ものである。実際、法案成立

を受けて防衛庁は、「行動規準」

の作成に着手した。これは、諸

外国でいう「交戦規定」(ROE)

作成にたる過渡的措置として、

司令部の判断を仰ぐ余裕がない

場合の発砲の判断は兵士各人にあつ

る。PKO法改悪を受け、

改悪によって実質「国連」の枠を

作成はこの発砲を判断する心

理的負担」を完全に取り払うも

のであり、実質無制限的な武力

行使に道を開くものに他ならな

い。過去の歴史がそうであり、

官の判断による正当防衛」とい

うことである。そこで、発砲の権利を保障する

ものである。実際、法案成立

を受けて防衛庁は、「行動規準」

の作成に着手した。これは、諸

外国でいう「交戦規定」(ROE)

作成にたる過渡的措置として、

司令部の判断を仰ぐ余裕がない

場合の発砲の判断は兵士各人にあつ

る。PKO法改悪を受け、

改悪によって実質「国連」の枠を

作成はこの発砲を判断する心

理的負担」を完全に取り払うも

のであり、実質無制限的な武力

行使に道を開くものに他ならな

い。過去の歴史がそうであり、

官の判断による正当防衛」とい

うことである。そこで、発砲の権利を保障する

ものである。実際、法案成立

を受けて防衛庁は、「行動規準」

の作成に着手した。これは、諸

外国でいう「交戦規定」(ROE)

作成にたる過渡的措置として、

司令部の判断を仰ぐ余裕がない

場合の発砲の判断は兵士各人にあつ

る。PKO法改悪を受け、

改悪によって実質「国連」の枠を

作成はこの発砲を判断する心

理的負担」を完全に取り払うも

のであり、実質無制限的な武力

行使に道を開くものに他ならな

い。過去の歴史がそうであり、

官の判断による正当防衛」とい

うことである。そこで、発砲の権利を保障する

ものである。実際、法案成立

を受けて防衛庁は、「行動規準」

の作成に着手した。これは、諸

外国でいう「交戦規定」(ROE)

作成にたる過渡的措置として、

司令部の判断を仰ぐ余裕がない

場合の発砲の判断は兵士各人にあつ

る。PKO法改悪を受け、

改悪によって実質「国連」の枠を

作成はこの発砲を判断する心

理的負担」を完全に取り払うも

のであり、実質無制限的な武力

行使に道を開くものに他ならな

い。過去の歴史がそうであり、

官の判断による正当防衛」とい

うことである。そこで、発砲の権利を保障する

<p